

熊本市公報

第1451号

発行所 熊本市中央区手取本町1番1号
熊本市総務局行政管理部総務課
発行日 毎月末日

目次

規則

○熊本市特定教育・保育等の利用者負担額を定める規則の一部を改正する規則（第64号）	338
○熊本市児童福祉法に基づく療育の給付に関する規則の一部を改正する規則（第65号）	340
○熊本市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第66号）	341
○熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第67号）	342
○熊本市手数料条例施行規則の一部を改正する規則（第68号）	344

議 会 局

○政治倫理の確立のための熊本市議会議員の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第2号）	345
○熊本市議会会議規則の一部を改正する規則（第3号）	346
○熊本市議会議員に対する防災服等貸与規程及び熊本市議会政務活動費の交付に関する条例施行規程の一部を改正する規程（第3号）	347
○熊本市議会請願取扱規程の一部を改正する規程（第4号）	350

規 則

規則第64号

令和3年8月17日

熊本市特定教育・保育等の利用者負担額を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市特定教育・保育等の利用者負担額を定める規則の一部を改正する規則

熊本市特定教育・保育等の利用者負担額を定める規則（平成27年規則第50号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考第1項第7号中「並びに同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項（第2号に係る部分に限る。以下この号において同じ。）の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者」を削る。

別表第2備考第1項第2号中「並びに地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項（第2号に係る部分に限

る。以下この号において同じ。)の規定により当該所得割が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該所得割が課されないこととなる者」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則第65号

令和3年8月27日

熊本市児童福祉法に基づく療育の給付に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市児童福祉法に基づく療育の給付に関する規則の一部を改正する規則

熊本市児童福祉法に基づく療育の給付に関する規則（平成8年規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表備考第12項及び第13項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則第66号

令和3年8月30日

熊本市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則（平成13年規則第10号）の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第5号及び様式第7号中「印」を削る。

附 則

この規則は、令和3年9月1日から施行する。

規則第67号

令和3年9月1日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例施行規則（昭和61年規則第7号）の一部を次のように改正する。

第8条中「（様式第1号）」を削る。

第10条中「（様式第2号）」を削る。

第11条中「（様式第3号）」を削る。

第15条中「（様式第4号）」を削る。

第19条第1項中「当該移動及び保管の日の前日までに警察署長に盗難の被害届があった」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該移動及び保管の日の前日までに警察署長に盗難の被害届があった自転車
 - (2) 災害により第10条の規定による警告又は第11条の規定による指導があったことを知ることが著しく困難であったと認められる者が所有する自転車
 - (3) その他前2号に掲げる自転車に準ずる自転車として市長が認めるもの
- 第21条を第22条とし、第20条の次に次の1条を加える。

（書類の様式等）

第21条 この規則の規定により使用する書類等（第16条に規定する市長に提示しなければならない書類を除く。）に記載すべき事項及びその様式は、市長が別に定めるところによる。

2 前項の様式のうち第8条の標識又は標示、第10条の警告札、第11条の注意札

その他市民が作成する書類に係るものは、市のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

様式第1号から様式第4号までを削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第19条の規定は、この規則の施行の日以後に返還する自転車に係る費用の徴収について適用し、同日前に返還した自転車に係る費用の徴収については、なお従前の例による。

規則第68号

令和3年9月9日

熊本市手数料条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市手数料条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市手数料条例施行規則（昭和54年規則第19号）の一部を次のように改正する。

第2条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、第8号を第7号とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

議 会 局

議 会 規 則 第 2 号

令 和 3 年 9 月 1 日

政治倫理の確立のための熊本市議会議員の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市議会議長 原 口 亮 志

政治倫理の確立のための熊本市議会議員の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則

政治倫理の確立のための熊本市議会議員の資産等の公開に関する条例施行規則（平成24年議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第5号までの規定中「印」を削る。

附 則

この規則は、令和3年9月1日から施行する。

議会規則第3号

令和3年9月1日

熊本市議会会議規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市議会議長 原 口 亮 志

熊本市議会会議規則の一部を改正する規則

熊本市議会会議規則（平成25年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第123条第1項中「並びに」を「及び」に改め、「及び氏名（法人の場合は、その名称及び代表者の氏名）」を削り、「請願者が」の次に「これに署名し、又は記名の上、」を加え、同条第2項を同条第3項とし、同項の前に次の1項を加える。

2 前項の場合において、請願者が法人であるときは、請願書には、請願の趣旨、提出年月日並びに法人の名称及び所在地を記載し、代表者がこれに署名し、又は記名の上、押印しなければならない。

附 則

この規則は、令和3年9月2日から施行する。

議会規程第3号

令和3年9月1日

熊本市議会議員に対する防災服等貸与規程及び熊本市議会政務活動費の交付に関する条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

熊本市議会議長 原 口 亮 志

熊本市議会議員に対する防災服等貸与規程及び熊本市議会政務活動費の交付に関する条例施行規程の一部を改正する規程

(熊本市議会議員に対する防災服等貸与規程の一部改正)

第1条 熊本市議会議員に対する防災服等貸与規程(昭和45年議会規程第1号)の一部を次のように改正する。

別記様式中

「

年 月 日	印

」

を

「

年 月 日

」

に改める。

(熊本市議会政務活動費の交付に関する条例施行規程の一部改正)

第2条 熊本市議会政務活動費の交付に関する条例施行規程（平成20年議会規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表通則第6項中「徴収」を「徴取」に、「徴収し」を「徴取し」に改める。

様式第1号中「印」を削る。

様式第2号中

「

	議員 [㊟]	
--	-----------------	--

」

を

「

--

」

に、

「

	経理責	
	任者 [㊟]	

」

を

「

」

に改める。

様式第3号中「[㊟]」、「平成」及び「印」を削る。

様式第5号中「証明します」を「証明します。」に改め、「印」を削る。

附 則

- 1 この規程は、令和3年9月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前において、第2条の規定による改正前の熊本市議会政務活動費の交付に関する条例施行規程の規定に基づき作成された用紙は、当分の間、使

用することができる。

議会規程第4号

令和3年9月1日

熊本市議会請願取扱規程の一部を改正する規程を公布する。

熊本市議会議長 原 口 亮 志

熊本市議会請願取扱規程の一部を改正する規程

熊本市議会請願取扱規程(平成元年議会規程第1号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中

「

請願代表者 住所 (法人の場合は事務所の所在地)
氏名 (名称、代表者氏名) ㊞

熊本市議会議長 氏 名 殿
を

「

請願代表者 住所
氏名
(法人の場合は事務所の所在地)
(名称、代表者氏名)

熊本市議会議長 宛 』

に改める。

様式第3号中「氏 名」を削る。

附 則

この規程は、令和3年9月2日から施行する。